

下仁田こんにゃく夏祭り出店要領

令和 7 年（2025 年）

下仁田こんにゃく夏祭り実行委員会

下仁田こんにゃく夏祭り（以下「まつり」という）において、飲食等の出店に関する取扱いは、この要領に定めるもののほか、別に定める。

1. 出店条件 : キッチンカーのみとする（但し関係者及び町内事業者による出店はこの限りでは無い）
2. 出店料 : 1 件 5,000 円とする。（但し関係者及び町内事業者は無料とする）
3. 電気・ガス・水・備品等 : 出店者で用意すること。但し水についてはポリタンク等を利用する場合に限り体験道場内の水道の使用を可能とします。
4. ごみ及び清掃
 - （1）出店者は、店頭にごみ箱等を設置し、発生したごみは出店者の責任において、持ち帰ること。
 - （2）出店スペース付近については、出店者が清掃をすること。
4. 車両による搬入出
 - （1）車両の搬入時間は、午前 10 時から 12 時までとする。
 - （2）会場内からの搬出時間は、午後 8 時 30 分以降とする。
 - （3）上記時間以外での搬入出は認めないこととする。
 - （4）会場内は、誘導者をつけて安全運転に務めること。
5. 出店場所 : 下仁田こんにゃく夏祭り実行委員会が指定した場所
6. 駐車場 : キッチンカーの出店のため用意しません。
* 牽引車両についても用意は出来ませんので予めご了承ください。
7. 禁止事項、出店の取消・中止等
出店者が以下の事項に該当し、まつり実行委員会が不適当と認めるときは、まつり実行委員会は出店者に対し、出店の取り消し、または出店の即時中止をさせることができるものとする。なお、出店に要した費用等については、返還しない。
 - （1）大音量の音響機材の使用等、他の迷惑になるような催事や販売方法
 - （2）出店に際しての名義貸し
 - （3）出店に必要な許可を得るに当たり、不正が認められた場合

- (4) 出店に必要な許可が取り消された場合
- (5) 暴力団員及び暴力関係者など反社会勢力による出店、または出店への従事
- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) まつりの公益性及び品位を損なう恐れのあるもの
- (8) その他、まつり実行委員会が禁止する事項

8. 火気使用について : 火気を使用する場合は、消防法により消火器を出店者の責任において用意すること。

(持参されない場合は出店が取り消しとなる場合もあります)

9. 保健所の許可について

取り扱う商品の内容によっては、保健所への申請が必要となります。各出店者にて申請の上、必ず許可を受けること。

(必要な申請、許可がない場合は出店が取り消しになる場合もあります)

10. 申込方法

下仁田こんにゃく夏祭り実行委員会に、郵送、メール、FAX 等で申込むものとする。

11. 申込期限 : 令和7年7月22日(火)まで

12. 申込み先

〒370-2601

群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田682

下仁田町役場 商工観光課 商工観光係

TEL 0274-64-8805

FAX 0274-82-5766

メール kankou@town.shimonita.lg.jp

13. 出店数及び出店決定方法について

出店数は5店舗以内とし、申し込み多数の場合は実行委員会が抽選を行い出店者を決定する。

出店決定者に出店承諾書及び区画場所や駐車場等について、後日通知をいたします。

14. その他

- (1) まつり実行委員会が設置した喫煙所を除き、会場内は禁煙とする。
- (2) 出店者の行為及び安全配慮を怠ったことにより事故等が発生したときは、まつり実行委員会は一切責任を負わないものとする。
- (3) まつり実行委員会は、荒天のほか特別な事象があるときは、まつりの中止又は時間短縮をすることがある。その際の販売物の売れ残り等による出店者の損害

については、まつり実行委員会は一切責任を負わないものとする。

- (4) この要領に定めのないこと、または要領に該当しない出店等で疑義が生じた場合、出店者はまつり実行委員会の指示・指導に従うこと。